

千葉地方裁判所平成30年（ワ）第768号損害賠償請求事件（認容）

令和3年12月24日判決

【税理士損害賠償／善管注意義務違反等の有無／調査拒否と仕入税額控除の否認】

TAINSコード Z999-0179

【要点】

税理士が事前通知のない調査を拒否したため帳簿等不提示により仕入税額控除の否認を受けたことにつき、税理士に善管注意義務違反等があるとして損害賠償請求を認めた事例

遊技場を経営する会社（原告）は、法人税等の税務調査（本件調査）において帳簿及び請求書等を提示しなかったため、消費税の仕入税額控除（消法30）を否認する各更正等を受けたことについて、原告の税務代理人であった税理士（被告）に対して、善管注意義務違反、指導助言義務違反及び忠実義務違反があったとして、不法行為の規定による損害賠償請求又は税務代理委任契約上の債務不履行による損害賠償請求を行いました。

千葉地裁では、被告が、本件調査が原告に対する事前通知を行うことなく開始されたことの違法を主張して本件調査に応ずることを拒否するというそれまでの方針を維持することの可否について、課税当局の対応見込み（青色申告の承認の取消処分、消費税の仕入税額控除の否認）を踏まえて原告と真摯に検討することがないまま、最後まで、その方針に基づいた対応をしたことは、他人から税務代理を受任した税理士が負う義務（民法644）に違反すると判断しました。そして、原告は、そのことによって、帳簿書類を提示し税務調査に応ずる機会を失い、各更正等を受けるに至ったと認められるから、被告に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができるとして、その損害賠償請求を認容しました。

【概要】

判示事項

- 1 本件は、遊技場を経営する会社である原告が、平成26年2月から平成27年6月までの間に行われた国税局の職員による法人税等の調査（本件調査）において帳簿及び請求書等（帳簿等）を提示しなかったため、A税務署長から、帳簿等を保存しない場合に当たることを理由として消費税法30条1項の規定による仕入に係る消費税額の控除（仕入税額控除）を否認する消費税等の各更正等を受けたことについて、原告から税務代理を受任し本件調査に対応していた被告に善管注意義務違反、指導助言義務違反及び忠実義務違反があったと主張して、不法行為の規定による損害賠償又は税務代理委任契約上の債務不履行による損害賠償として、各更正等による増額等に係る消費税及び過少申告加算税に相当する38億2539万3900円の一部である3億円と弁護士費用2000万円との合計3億2000万円並びに遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 他人から税務代理を受任した税理士は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつ

て、当該委任に係る税務代理に関する事務を処理する義務を負う（民法644条）ところ、被告は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において（税理士法1条）でありつつも、全ての国税に関わる原告の正当な利益を実現し又は保持するため、善良な管理者の注意をもって、当該委任に係る税務代理に関する事務を処理する義務を負っていたというべきである。

- 3 被告は、原告の税務代理人として、本件調査に対する対応を行うに当たり、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、税法の解釈に関する自らの見識を有しつつも、適時に、原告（X2）に対し、本件調査の状況と見通しを客観的かつ真摯に説明し、原告から、本件調査に対する対応の方針について、十分に知識、情報を与えられた上での指示ないし同意を得た上、苟且にも、原告が、本来受けることができた青色申告の承認を受けることによる税法上の特典を受けることができなくなることや、本来受けることができた消費税の仕入税額控除を否認されることがないように、細心の注意をもって、適切に対応を行う義務を負っていたというべきである。
- 4 ところが、被告は、原告の税務代理人として、本件調査に対する対応を行うに当たり、本件担当者から、本件各連絡票の送付を受け、法人税、消費税等の納付の基となる全ての帳簿書類を提示し税務調査に応ずることを求められ、当初は明示されなかったものの、その求めに応じなければ、青色申告の承認の取消処分を受け、消費税の仕入税額控除を否認されるおそれがある状況となり、後にはそのような重大な不利益処分がされる可能性があることが明示されたにもかかわらず、X2らとともに、原告の本店所在地を異動することを決定する、F国税局に対してA税務署の調査であれば税務調査に応ずる旨の文書を提出することを決定するなどの弥縫策をとったのみで、本件調査が原告に対する事前通知を行うことなく開始されたことの違法を主張して本件調査に応ずることを拒否するというそれまでの方針を維持することの可否について、課税当局の対応見込みを踏まえて原告（X2）と真摯に検討することがないまま、最後まで、本件調査が原告に対する事前通知を行うことなく開始されたことの違法を主張して本件調査に応ずることを拒否するという自らが立てた方針に拘泥し、その方針に基づいた対応をとったのである。
- 5 被告は、他人から税務代理を受任した税理士が負う義務に違反し、原告は、そのことによって、帳簿書類を提示し税務調査に応ずる機会を失い、各更正等を受けるに至ったと認めることができるから、被告に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 6 被告の義務違反行為によって原告に生じた損害は、各更正等を受けたことによって新たに納付すべき税額に相当する38億2090万6206円（損益相殺後の金額）と弁護士費用2000万円との合計38億4090万6206円である。よって、原告の請求を認容することとする。